



五管区水路通報第3号

49項－69項

平成25年1月25日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第49項	四国南方		射撃訓練
第50項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射撃訓練
第51項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第52項	紀伊水道南方		射撃訓練
第53項	紀伊水道南方		救難訓練
第54項	足摺岬東方至る豊後水道南口		救難訓練
第55項	和歌山下津港	海南区、第2区	水深減少
第56項	阪神港	堺泉北区、第6区	浅所存在
第57項	阪神港	大阪区	水路測量
第58項	阪神港	神戸区、第1区	新造船進水
第59項	阪神港	神戸区、第2区	潜水作業
第60項	阪神港	神戸区、第2区	岸壁補修工事
第61項	阪神港	神戸区、第3区	棧橋撤去工事
第62項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第63項	阪神港	神戸区、第3区	小型船舶実技講習
第64項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第65項	阪神港	神戸区、第6区	水中障害物存在
第66項	明石海峡東方		潜水作業
第67項	姫路港		水路測量
第68項	鳴門海峡		無線方位信号所一時業務休止
第69項	四国南岸	室戸岬南方	浮魚礁施設灯一時撤去
お知らせ	明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験の継続		

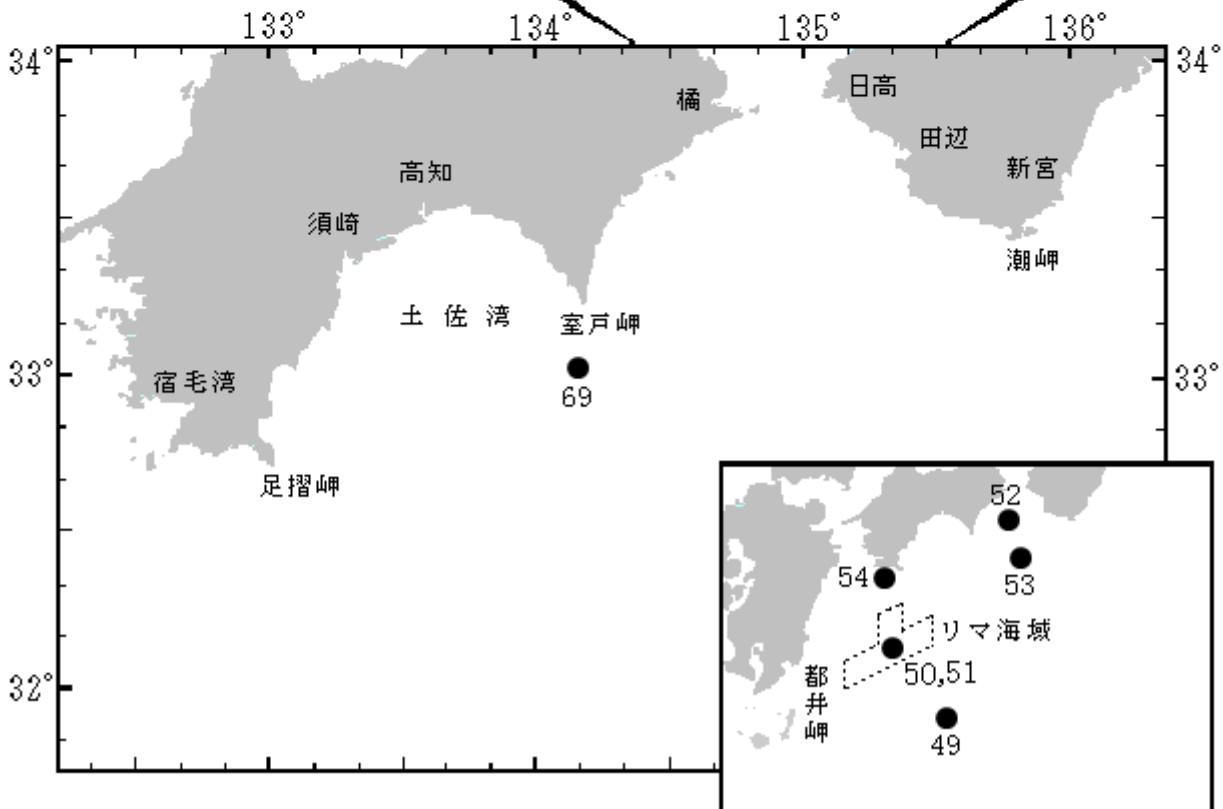
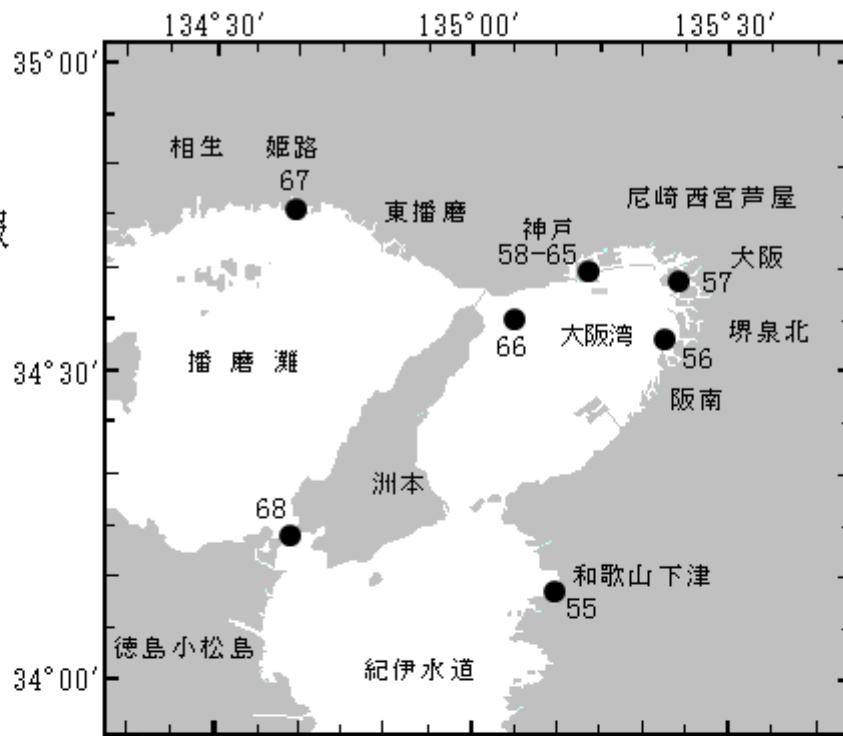
[※海図の改補\(小改正\)のお知らせ\(海上保安庁水路通報第2号\(平成25年1月18日発行\)掲載分\)](#)

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

五管区水路通報

第3号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★25年49項 四国南方 射撃訓練

四国南方において、巡視船による射撃訓練が実施される。

- 期間 平成25年1月28日 0800～1700
 区域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 31-42N 135-00E
 (2) 31-27N 135-00E
 (3) 29-52N 132-56E
 (4) 30-00N 132-48E

備考 巡視船は「UY」及び「NE4」旗を掲揚
 海図 W157
 出所 五本部警備救難部



★25年50項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射撃訓練

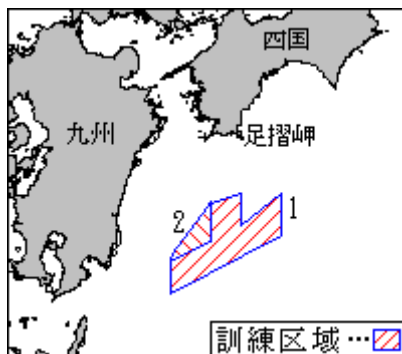
自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水射撃訓練が実施される。

期間 平成25年2月1日～28日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～1700

- 区域1 下記8地点により囲まれる区域
 (1) 32-09-13N 132-59-51E
 (2) 31-48-13N 132-59-51E
 (3) 32-02-13N 133-29-51E
 (4) 31-42-13N 133-29-51E
 (5) 31-04-13N 132-07-51E
 (6) 31-25-13N 132-07-51E
 (7) 31-38-13N 132-37-51E
 (8) 32-01-43N 132-37-51E

- 区域2 下記5地点により囲まれる区域
 (1) 32-03-13N 132-37-51E
 (2) 31-38-13N 132-37-51E
 (3) 31-25-13N 132-07-51E
 (4) 31-30-43N 132-09-21E
 (5) 32-00-13N 132-34-51E

海図 W157
 出所 防衛省



★25年51項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

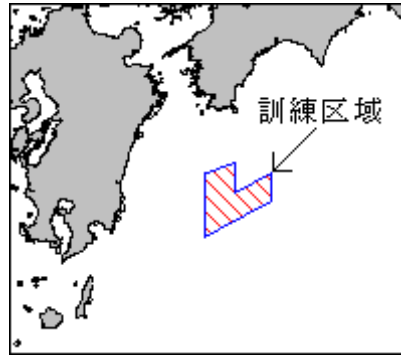
自衛艦による対空射撃、水上射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期間 平成25年2月11日、12日（予備日13日～16日）0600～1800

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-18-13N 132-37-51E
- (6) 32-01-43N 132-37-51E

備考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される
 海図 W157
 出所 防衛省海上幕僚監部



★25年52項 紀伊水道南方 射撃訓練

蒲生田岬南方において、自衛艦による水上射撃訓練が実施される。

期間 平成25年2月12日（予備日13日）0700～1700

区域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内海域

備考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される

海図 W77（JP共）

出所 防衛省海上幕僚監部



★25年53項 紀伊水道南方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成25年2月1日～28日（土曜、日曜及び祝日を除く）0800～2200

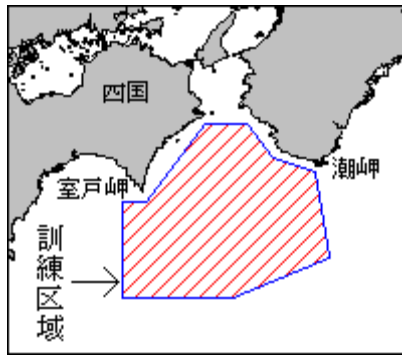
区域 下記9地点により囲まれる海域

- (1) 33-46N 134-45E
- (2) 33-46N 135-08E
- (3) 33-30N 135-22E
- (4) 33-24N 135-45E
- (5) 32-44N 135-52E
- (6) 32-26N 135-00E
- (7) 32-26N 134-00E
- (8) 33-10N 134-00E
- (9) 33-10N 134-13E

備考 マリンマーカー、フロートシグナル、ボールマーカーが使用される

海図 W77（JP共）-W157

出所 海上自衛隊第24航空隊



★25年54項 足摺岬東方至る豊後水道南口 救難訓練

水陸両用救難飛行艇の離着水を伴う救難訓練が実施される。

期間 平成25年2月1日～28日 日出～日没

区域1 32-51N 133-19Eを中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55Eを中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20Eを中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

(1) 32-44N 132-10E

(2) 32-30N 132-10E

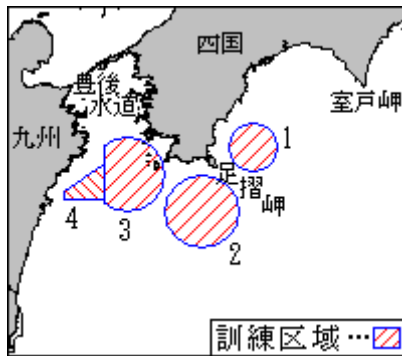
(3) 32-30N 131-50E

(4) 32-34N 131-50E

備考 訓練は天候等により上記1～4のいずれかの区域内で実施される
発煙筒、シーマーカーが使用されることがある

海図 W157

出所 海上自衛隊第31航空群



★25年55項 和歌山下津港 — 海南区、第2区 水深減少

関西電力海南発電所北方において、水深が海図記載より約1m減少している。

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-09-23.5N 135-11-13.3E

(2) 34-09-23.7N 135-11-14.4E

海図 W1145

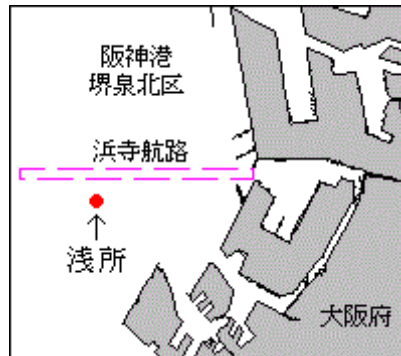
出所 五本部海洋情報部



★25年56項 阪神港 ー 堺泉北区、第6区 浅所存在

浜寺航路南方において、浅所が存在する。

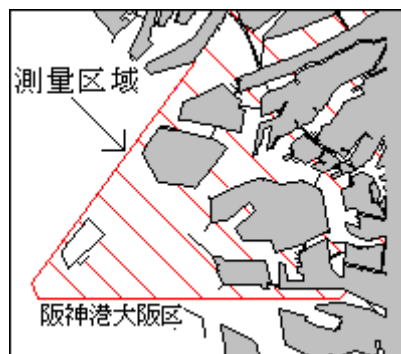
位置 34-32-59.3N 135-21-33.8E (水深: 約12.9m)
海図 W1110 (JP共)
出所 五本部海洋情報部



★25年57項 阪神港 ー 大阪区 水路測量

阪神港大阪区において、水路測量が実施される。

期間 平成25年2月1日～28日
区域 阪神港大阪区全域 (付図参照)
備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
海図 W123 (JP共) - W1103 (JP共)
出所 五本部海洋情報部



★25年58項 阪神港 ー 神戸区、第1区 新造船進水

川崎重工業前面海域において、新造船(総トン数約33,500トン、長さ約200m)が進水する。

期間 平成25年1月29日 (予備日30日) 1115
区域 34-40.4N 135-11.5E 付近
備考 当日1045～1230の間、上記区域を示す赤旗が4本設置される
進水後、作業船により海上浮遊物の回収作業が実施される
作業中は警戒船が配備される
海図 W101A (JP共) - W101B (JP共)
出所 阪神港長



★25年59項 阪神港 — 神戸区、第2区 潜水作業

ポートアイランドコンテナ岸壁前面において、潜水士による岸壁の調査作業が実施される。

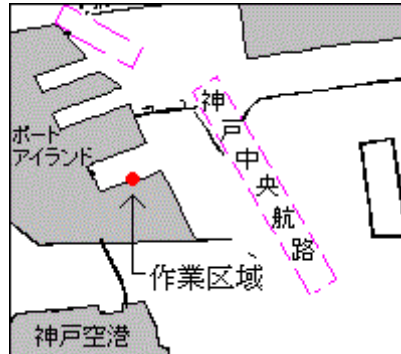
期間 平成25年1月26日（予備日27日～2月11日）日出～日没

区域 34-39-35N 135-14-02E 付近

備考 岸壁前面に作業用足場が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



★25年60項 阪神港 — 神戸区、第2区 岸壁補修工事

神戸製鋼所KS-5岸壁前面において、潜水士・クレーン付台船等による岸壁補修工事が実施される。

期間 平成25年2月1日～4月30日 日出～日没

区域 34-41.9N 135-15.0E 付近

備考 期間中、岸壁前面に作業用足場が設置される
作業船のアンカーの位置を示す黄色球形浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



★25年61項 阪神港 — 神戸区、第3区 棧橋撤去工事

日本ポート産業前面において、潜水士・起重機船等による棧橋撤去工事が実施される。

期間 平成25年2月1日～6月30日 日出～日没

区域 34-42-12N 135-17-02E 付近

備考 棧橋前面に作業用足場が設置される
起重機船のアンカーの位置を示す浮標が設置される
棧橋上部撤去後、鋼管杭の位置を示す黄色標識灯が多数設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



★25年62項 阪神港 — 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東部第4工区南側において、小型船舶実技講習が実施される。

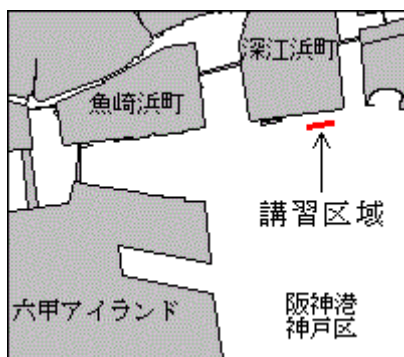
期間 平成25年2月9日、16日、17日、23日、28日（予備日10日、11日、24日）0800～日没

区域 34-42-15N 135-18-04E 付近

備考 上記区域にコースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



★25年63項 阪神港 — 神戸区、第3区 小型船舶実技講習

東神戸フェリーふ頭前面において、小型船舶実技講習が実施される。

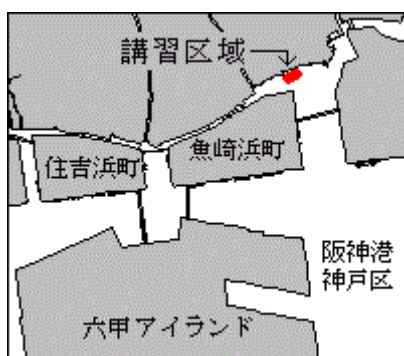
期間 平成25年2月16日（予備日17日～23日）0800～日没

区域 34-42-49N 135-17-13E 付近

備考 上記区域にコースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長



★25年64項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成25年2月1日～3日、7日～11日、16日、17日、23日、24日

（予備日12日～15日、18日、19日、27日、28日）0800～日没

区域 下記2地点付近

(1) 34-39-05N 135-10-12E

(2) 34-38-54N 135-10-49E

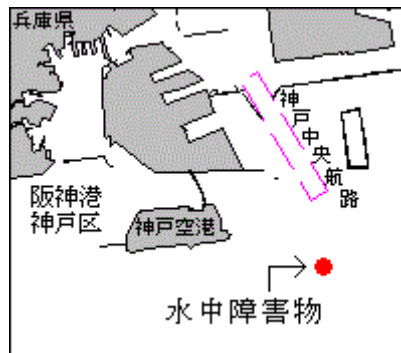
備考 上記(1)地点付近にコースを示す橙色球形浮標が3基設置される
海図 W101A(JP共)－W101B(JP共)
出所 阪神港長



★25年65項 阪神港 — 神戸区、第6区 水中障害物存在

報告によれば、神戸中央航路南方において、水中障害物（錨：約6.5トン）が存在する。

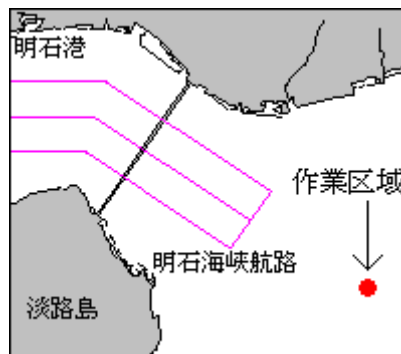
位置 34-37.5N 135-16.2E 付近
海図 W101A(JP共)
出所 神戸海上保安部



★25年66項 明石海峡東方 潜水作業

明石海峡航路東方灯浮標(灯台表第1巻3716)(34-35.0N 135-04.9E)において、潜水士による観測機器の点検作業が実施される。

期間 平成25年2月7日(予備日8日～28日)0800～日没
備考 作業中は警戒船が配備される
海図 W131(JP共)
出所 神戸海上保安部

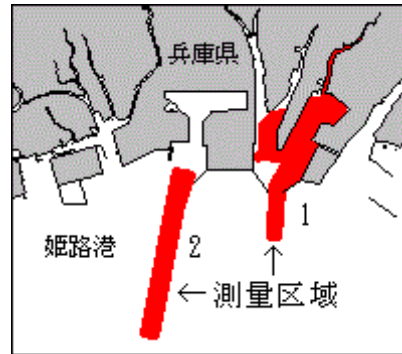


★25年67項 姫路港 水路測量

姫路港において、水路測量が実施される。

期間 平成25年2月5日～10日のうち3日間
区域 下記2地点付近(付図参照)
(1) 34-46.5N 134-39.3E

(2) 34-45.1N 134-37.4E
備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
海図 W134B(JP共)-1113
出所 五本部海洋情報部



★25年68項 鳴門海峡 無線方位信号所一時業務休止

大鳴門橋無線方位信号所（レーダービーコン）（灯台表第1巻9063.2）（34-14.4N 134-39.3E）は無線局検査に伴い業務休止（欠射）する。

期間 平成25年2月5日（予備日6日～8日、13日、14日）1030～1330

海図 W112(JP共)

出所 五本部交通部



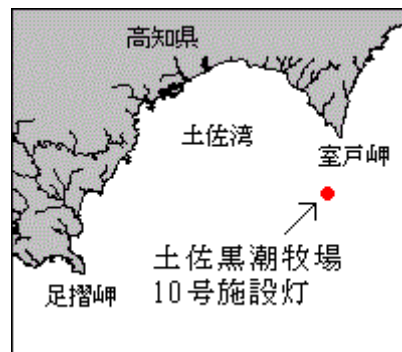
★25年69項 四国南岸 室戸岬南方 浮魚礁施設灯一時撤去

土佐黒潮牧場10号施設灯（灯台表第1巻3027.49）（33-01.2N 134-07.2E）は一時撤去される。

期間 平成25年2月4日～20日

海図 W108(JP共)

出所 五本部交通部



明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験の継続

第五管区海上保安本部が、明石海峡航路東口付近における船舶交通の整流を図ることを目的として、本年4月から開始したAISバーチャル航路標識の実用化実験について、AIS搭載船舶の航跡の分析及び船舶運航者等へのアンケート調査を実施し、その効果を検証しました。その結果、バーチャル航路標識を視認した操船者の約8割強の方から有効との回答があったことや航跡の分析には年間を通して前年度と比較検証する必要があることから実験を来年3月末日まで(予定)継続することにしました。

◆ 実験内容

● 目的

明石海峡航路東方の経路指定の基点を AISバーチャル航路標識(以下「バーチャル航路標識」という。)で表示し、航行指標としての有効性等を検証することで、AIS航路標識の実用化に資する。

● バーチャル航路標識信号の送信場所

・大阪湾海上交通センター

● バーチャル航路標識の表示位置

・明石海峡航路北東方(下図のとおり)

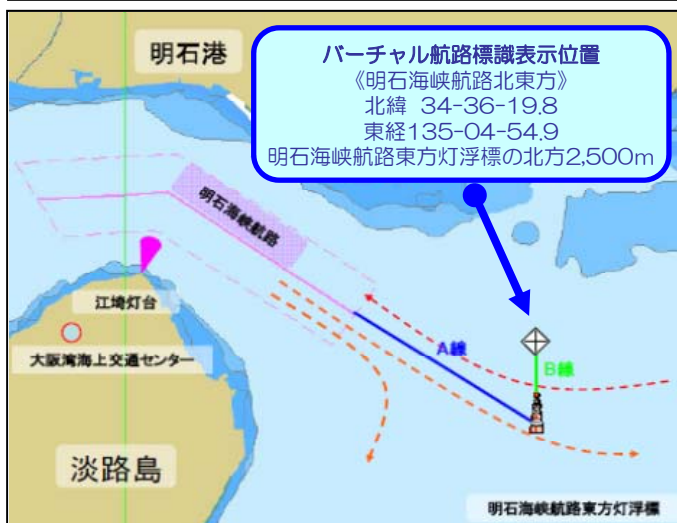
*当該位置には、平成22年6月24日から平成23年2月22日までの間、「明石海峡航路北東方仮設灯浮標」が設置されていました。

● 表示期間

・平成24年4月17日1200から平成25年3月末日まで(予定)

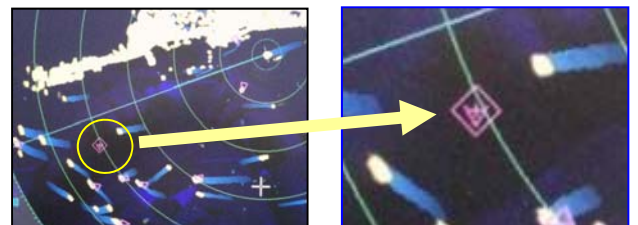
● 留意事項

- ・バーチャル航路標識の表示シンボルは、船舶搭載のAIS装置の機種によって異なる場合があります。
- ・初期型のAIS装置においては、シンボルが表示されない場合があります。
- ・表示されるバーチャル航路標識は、海上交通センターがAISによって提供する航行の安全に関する情報として位置づけられます。



【明石海峡航路東口付近の航法】

- 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。
- 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。



レーダー装置(AIS重量)での表示例

●問い合わせ先：第五管区海上保安本部交通部企画課078-331-2710(直通)(平日09:00~17:00)

●インターネットによる情報：

- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/>
- 沿岸域情報提供システム(MICS) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/>
- 大阪湾海上交通センターHP <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>
- 五管区水路通報 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>